

# 就学援助制度について

小・中学校に在学する児童生徒の保護者の皆様へ

大和村では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

## ○ 認定基準について

経済的な理由でお困りの方は、以下の基準に該当する場合に就学援助を申請し審査により受給することができます。

- 1 大和村に住所（住民票上の住所）を有しており、大和村立の小・中学校に在学する児童生徒がいる方
- 2 1に該当し、世帯の状況が前年度又は当該年度において以下のいずれかに該当する方
  - ・ 生活保護を受給している
  - ・ 生活保護の停止または廃止となった
  - ・ 村民税が非課税又は所得割が非課税となっている
  - ・ 国民年金保険料が全額免除されている
  - ・ 児童扶養手当を受給している
  - ・ 保護者等の死亡・長期入院等により、収入が減少した
  - ・ 台風・火災その他の災害被害を受け、村民税・固定資産税・個人事業税が減免された
  - ・ 国民健康保険税が減免又は徴収の猶予をされた
  - ・ 生活福祉金の貸付を受けている
  - ・ その他就学援助が必要と認められる



## ○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,270円	2,270円	定額(1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	51,600円	60,000円	定額 (入学前支給された方は除く)
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	別途補助		
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等	1,600円	2,310円	定額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	実費
学校給食費	学校給食に要した給食費	—	—	実費

※生活保護を受給されている場合、「医療費」について援助が行われます。修学旅行費は別途補助があります。(その他の費目については、生活保護で支給されるため今回申請の必要はありません。)

## ○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。(5月頃に案内文書を配布予定です。)
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、大和村教育委員会において行い、審査結果については、6月頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、7月、12月、2月に行う予定です。

## ○ 注意点について

同意書等に保護者の署名・押印がない場合には、申請時に必要な書類を添付して下さい。

## ○ 問合せ先

大和村教育委員会事務局庶務係

〒894-3192 大和村大和浜 100 番地

TEL 0997- 57-2154